

釧路地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表(案)

(基準年度 : 令和6年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	109,000	-	115,000	-	158,000	-
共同住宅	102,000	-	115,000	-	158,000	-
旅館・料亭・ホテル	97,000	-	-	-	154,000	-
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	88,000	-	70,000	112,000	-	-
劇場・病院	-	-	-	-	154,000	-
工場・倉庫・市場	37,000	-	19,000	60,000	131,000	-
土蔵	-	-	-	-	-	-
附属家	47,000	-	24,000	76,000	-	-

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

なお、木造・居宅(共同住宅を含む。)の最低階が鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、当該部分が物置又は車庫となっている場合の㎡単価は、当該部分につき72,000円とする。